

令和 6 年 3 月 8 日
障害福祉部障害者施策課

江東区こども発達センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）の施行に伴い規定を整備するため、江東区こども発達センター条例の一部を改正する。

2 改正の概要

児童福祉法の改正に伴い生じた引用条項の項ずれを改める。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

2 ページのとおり

江東区こども発達センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 発達センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 発達センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関する事業</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関する事業</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>